

# メディカル

## JAの医療共済が生まれ変わりました!!

これまでの医療共済は……



入院日数に応じて給付金をお受け取り

これからの医療共済は一時金型に!!



日帰り入院\*を含め、入院1日目からまとまった一時金をお受け取り!!

\*日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

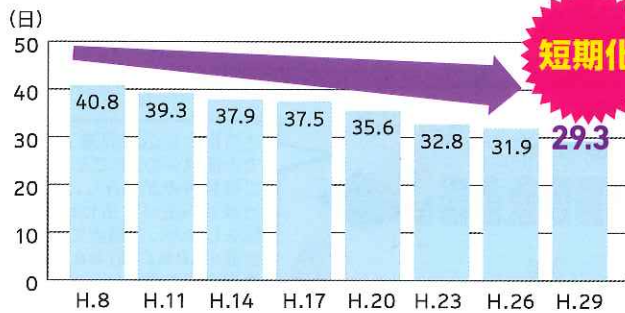
① 短期入院でもまとまった一時金が受け取れます!

② 全額自己負担となる先進医療の技術料相当額も通算2,000万円まで保障します!  
※先進医療保障ありを選択した場合

③ 健康を維持すれば祝金が受け取れるプランもできました!  
※健康祝金支払特別を付加した場合で所定の期間ごとに治療共済金が支払われた入院をしなかった場合

### 入院日数激減! 医療の環境が変化しています!

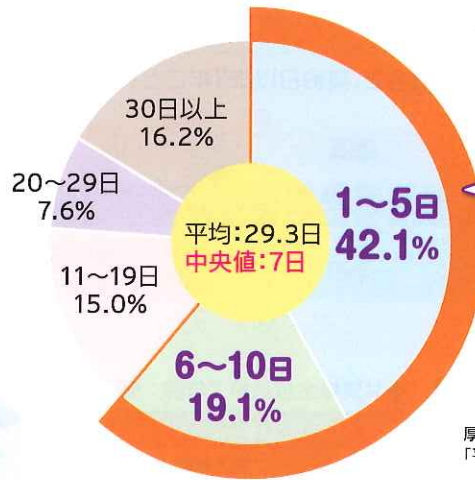
平均入院日数の推移



厚生労働省「平成29年 患者調査」

医療技術の進歩により、  
年々入院期間が短期化  
しています。

入院期間の割合

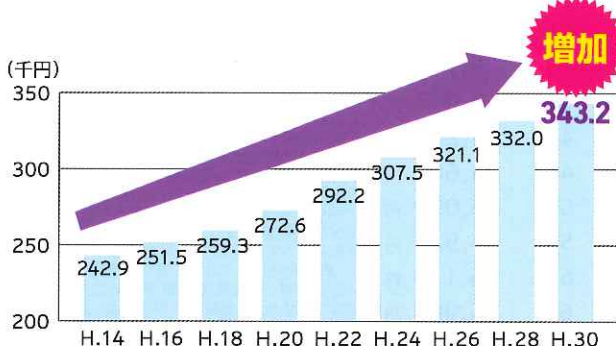


約6割の方が  
10日以内  
に退院。

厚生労働省  
「平成29年 患者調査」

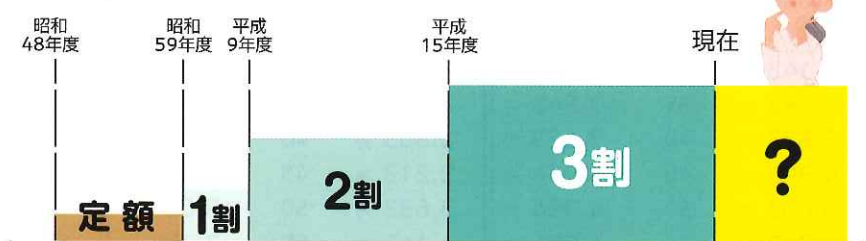
### 実は高まっている医療費!

人口一人あたりの国民医療費の推移



厚生労働省「平成30年度国民医療費の概況」  
国民医療費の対象となった費用のうち介護保険の費用に移行したものは、国民医療費に含まれていない。

医療費自己負担割合の推移(一般的なサラリーマンの場合)



※令和3年1月末現在の法令等にもとづき記載しています。

今後の自己負担割合  
みなさんはどう考えますか?

詳しくは  
裏面を  
CHECK

今の時代は「入院時」だけでなく  
「入院前後の費用」にもトータルで備えることが必要なんです!!





仕組図 【4回型・終身保障】

病気または災害で入院された場合

入院されたとき	治療共済金: <b>10万円</b> (1回の入院につき1・30・60・90日目ごと)
手術・放射線治療を受けたとき	手術共済金: 共済金額× <b>30%</b> 放射線治療共済金: 共済金額× <b>60%</b>
先進医療を受けたとき	先進医療共済金: 技術料相当額(通算2,000万円まで) 先進医療一時金: 先進医療共済金の額× <b>10%</b> (上限30万円)

お支払例 90日間入院された場合

**総受取額: 40万円**

長期入院の場合には、入院初日に加え、30日、60日、90日の各日数に達するごとに治療共済金を受け取れるので安心です!

ご契約プラン

ライフプランにあわせて自由に設計可能です。



	まずはここからプラン	追加であんしんプラン	健康祝金ありプラン
治療共済金*1	10万円	10万円	10万円
共済期間	終身	終身	終身
共済契約の型*2	4回型	1回型	4回型
手術・放射線治療保障*3	あり	あり	あり
先進医療保障*4	あり	あり	あり
健康祝金支払特則			あり

健康祝金支払特則

健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます

※健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと\*5に、共済金が支払われた入院をしなかった場合にお受け取りいただけます。



共済掛金払込期間満了日までの期間中の3年ごと(\*5)に被共済者が生存し、かつ、治療共済金が支払われた入院をしなかった場合に、共済金額の30%の額(\*6)の健康祝金をお支払いします。

【上記ご契約例での共済掛金表】

◆共済掛金払込終了年齢: 99歳 ◆払込方法: 月払い(口座振替扱い)

令和3年4月現在

まずはここからプラン			追加であんしんプラン			健康祝金ありプラン		
男性	加入年齢(歳)	女性	男性	加入年齢(歳)	女性	男性	加入年齢(歳)	女性
2,003円	0	2,053円	1,533円	0	1,553円	2,732円	0	2,779円
2,133円	5	2,183円	1,623円	5	1,643円	2,856円	5	2,900円
2,273円	10	2,333円	1,723円	10	1,743円	2,987円	10	3,038円
2,443円	15	2,503円	1,833円	15	1,863円	3,145円	15	3,196円
2,633円	20	2,703円	1,973円	20	2,003円	3,323円	20	3,384円
2,873円	25	2,913円	2,133円	25	2,143円	3,548円	25	3,579円
3,143円	30	3,113円	2,333円	30	2,273円	3,800円	30	3,773円
3,483円	35	3,343円	2,563円	35	2,413円	4,119円	35	3,997円
3,883円	40	3,623円	2,853円	40	2,583円	4,492円	40	4,265円
4,393円	45	3,974円	3,213円	45	2,794円	4,966円	45	4,601円
5,003円	50	4,394円	3,633円	50	3,064円	5,540円	50	5,009円
5,743円	55	4,934円	4,143円	55	3,394円	6,232円	55	5,522円
6,623円	60	5,624円	4,733円	60	3,814円	7,061円	60	6,176円
7,664円	65	6,464円	5,404円	65	4,294円	8,054円	65	6,983円
8,894円	70	7,485円	6,154円	70	4,865円	9,230円	70	7,956円
10,344円	75	8,715円	6,964円	75	5,495円	10,623円	75	9,129円

\*1 共済金額は5万円から1万円単位で設定可能であり、最高限度額は加入年齢等の条件に応じて定められています。 \*2 共済契約の型に応じて、1回の入院につき、入院日数が次の各日数に達した場合に治療共済金が支払われます。1回型:1日、4回型:1・30・60・90日、7回型:1・30・60・90・120・150・180日(お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以降60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。) \*3 治療を目的とし、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料が算定される手術および輸血料が算定される骨髄移植術、または放射線治療料が算定されるものを保障します(一部の手術を除きます)。 \*4 先進医療とは公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合は技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。先進医療一時金とは、先進医療共済金が支払われることとなる先進医療を受けたとき、先進医療共済金の額の10%に相当する額(上限30万円)となります。 \*5 共済期間が「10年更新」の場合、共済期間中の5年ごととなります。 \*6 転換契約・乗換契約の場合、払込部分の共済金額の30%の額となります。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご確認ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

お問い合わせ先